



まらきら

第42号

今、ひとりひとりが...

「桜梅桃李」という言葉が好き!

それぞれ可憐に咲き使命を果たしながら人々の心を和ませてくれる花・花・花。

一人ひとりが今、居る場所で自分らしく生き、自分らしく「まらきら」と輝いていける21世紀でありたい…。

11月12日~25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です!



DV（配偶者等からの暴力）は身体的に受ける暴力ではありません。大きく分けて5つの種類に分類されます。殴る・蹴るなどの「身体的暴力」。大声で怒鳴る・無視する・電話やメールを無断でチェックするなどの「精神的暴力」。性交渉を強要する・避妊をしないなどの「性的暴力」。生活費を渡さない・ギャンブルに生活費をつぎ込む・働くことを許さないなどの「経済的暴力」。そして、携帯電話の所有を拒否する・交友関係を細かく管理する・親兄弟から隔離したがるなどの、社会から被害者を隔離しようとする「社会的暴力」です。身体的に被害はなくても傷つけることは、人権を侵害することとなります。

もし、このような暴力の被害にあっても、決して自分を責めたり、我慢したりしないでください。ひとりで悩まず、下記の窓口へ相談してください。

相談機関	電話番号	受付時間
伊賀市役所こども未来課 (女性相談)	22-9609	月～金 9:00～16:00 (祝日除く)
三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談支援センター)	059-231-5600	月・水・金 9:00～17:00 火・木 9:00～20:00
三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」	059-233-1133	火～日 9:00～12:00 火・金・土・日 13:00～15:30 木 17:00～19:00

編集・発行

伊賀市人権生活環境部人権政策・男女共同参画課
〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地
Tel.(0595)22-9632 FAX(0595)22-9666

(平成 28 年 11 月 15 日発行)

編集

伊賀市男女共同参画センター情報紙「まらきら」
編集スタッフ 岡 久美子・竹山 佐代子・的場 裕子
宮田 美智子・三山 佳代子

パパのための育児男子講座

「赤ちゃんと一緒にLet'sヨガ」

&
ママのためのリフレッシュ講座

「赤ちゃんも使える石鹸と
アロマスプレーづくり」



8月20日、「元気まるごと応援フェスタ」のなかで、子育て中のパパ・ママのための講座を開催しました。パパには子どもとヨガスキンシップを楽しんでいただく育児男子講座を、ママには少しの間子育てから離れてもらい、アロマオイル入りの石鹸とアロマスプレーづくりを体験してもらおうリフレッシュ講座でした。

パパと子どものスキンシップ。なかには、気持ち良くて寝てしまった赤ちゃんも。またママたちは家族から離れて、なかなか取れない「ひとり」の時間を楽しみました。リフレッシュしたことで、赤ちゃんとの向き合い方にもプラス効果があったのではないのでしょうか。

また、いけ花体験教室では、幅広い年代の男性、女性がみんなで作って花を楽しみました。



悠々講座

ジェンダーと男女共同参画、
性をはじめとしたマイノリティの話
講師 フレンテみえ 武藤 祐太さん



9月27日、上野公民館主催の「悠々講座」が開催されました。悠々講座は、60歳以上の方を対象に毎年行われており、全9回の講座のうち、1回を男女共同参画の内容で実施しています。今年も、4月から伊賀市で、同姓パートナーシップの宣誓、受領証の交付を始めたこともあり「ジェンダーと男女共同参画、性をはじめとしたマイノリティの話」と題し、三重県男女共同参画センターフレンテみえより、武藤祐太さんを講師にお招きし、「LGBT」についてお話いただきました。受講された方から、「男らしさ、女らしさではなく、その人らしさを理解していきたい」「ひとの違いを認め合うことの大切さを改めて実感した」「自分らしさを十分発揮できる社会をつくっていかねばと思う」等の感想をいただき、有意義な時間を過ごしました。

○配偶者からの暴力についての被害経験

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」または「性的な行為の強要」のいずれかについて、「何度もあった」とする者の割合は女性9.7%、男性3.5%、「1、2度あった」とする者の割合は女性14.0%、男性13.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性23.7%、男性16.6%となっています。

○配偶者間における暴力被害者の多くは女性

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。）の施行（13年10月）後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けています。

警察庁「平成27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、27年の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は6万3,141件で、法施行後最多であり、そのうち、生活の本拠を共にする交際をする関係に係る事案は、9,226件と前年比1,824件（24.6%）増加しています。

同資料によると、平成27年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち88.0%は女性が被害者であり、配偶者間における暴力の被害者の多くは女性となっています。

○配偶者からの被害経験の相談状況

配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、女性は5割前後、男性は2割前後で推移しており、26年は女性50.3%、男性16.6%となっています。

（男女共同参画係）

小学生の
社会見学

市内8つの小学校から、3年生の皆さんがハイトピア伊賀にある市の施設見学に来てくれました。

今年は、特に男女共同参画の話をさせていただいた学校がたくさんありました。「男の子だから〇〇しなさい。女の子だから△△しなさい。そんな風に言われたことありますか？」の質問に、「ある」との声。

特に多かったのが、「男の子はすぐ泣かない！」でした。「男らしく、女らしくではなく、自分らしくでいいんだよ」という話をしました。みんな真剣な表情で話を聞いてくれました。

へ
お
詫
ひ
へ

きらきら第41号で、ハワイアンフラチームの団体名に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

（正）カパフラ オ カヴェヒオナラニ